

『発心集』の仏法と王法（3）：天皇の描かれ方と王法観

著者	田中 宗博
引用	言語文化学研究. 日本語日本文学編. 6, p.51-66
URL	http://doi.org/10.24729/00002594

言語文化学研究（日本語日本文学編）第六号抜刷 二〇一一年三月

『発心集』の仏法と王法（3）

——天皇の描かれ方と〈王法〉観——

田中宗博

『発心集』の仏法と王法(3)

—— 天皇の描かれ方と〈王法〉観 ——

田中宗博

はじめに

本稿は、既出の拙稿二篇『発心集』の仏法と王法(1)——巻頭遁世者説話群の意味するもの——、『発心集』の仏法と王法(2)——聖徳太子・行基・役行者の不在——¹⁾を承けるものである。前二稿においては、主に『発心集』の対〈仏法〉観念を、考察の俎上に乗せた。その結果、『発心集』は巻頭の小説話群において〈境界離脱者伝〉の類集をはかり、もって〈遁世者の歴史叙述〉への志向をみせること、そして、それは中世の〈仏法王法相依思想〉の実質的担い手である〈権門〉化を遂げた頭密諸寺院Ⅱ〈仏法〉側の論理とは、異質な思考に基づくものであることなどを指摘した。さらに『発心集』中には、聖徳太子・行基・役行者が登場する説話が見られないという事実の意味を考え、例えば『今昔物語集』のような〈仏法王法相依思想〉に基づく説話類集の試みとの

違和について、編者の意識の問題と関連づけて考えた。

また、主に行基説話の不在への着目を契機に、『発心集』には『今昔』巻第十一に展開される〈寺院建立話群〉に重なる話柄が、ほとんど見られないという事実注意到を喚起した。それは取りも直さず『発心集』が、〈王法〉の庇護下に〈仏法〉が繁栄するという観念に冷淡であったためであり、諸宗の宗祖や宗門の起源・寺院草創の縁起といった事象についても、大した関心を示さないという事実と共に、編者の〈仏法王法相依思想〉の偏倚を示すものであると論じた。前稿末尾にも付記したが、『発心集』をめぐるこれらの問題を、編者蓮胤Ⅱ鴨長明に引きつけて考えるならば、院政期の〈王法〉からドロップアウトした一介の〈入道〉に過ぎない人物と、中世の〈仏法王法相依思想〉の実質的な担い手である〈権門〉Ⅱ南都北嶺の大寺院との違和は、必然の結果とも考えられる。

以上のような考察を踏まえ、本稿では『発心集』の〈王法〉観

念を、できるだけ説話本文に即した形で展望・概観することに努めたい。総じて『発心集』において〈王法〉は、その主体とされる天皇あるいは上皇・法皇と、その働きかけを受ける僧・貴族・官人らとの間に成り立つ、個人としての関係性を軸に把握され、表現される傾向がつよいように思える。そのことの意味を、実質的な支配機構を支える〈王法〉側の論理との違和を意識しつつ考へ、説話集編成の論理を究明する端緒ともしたいと思う。

一

『発心集』という説話集に固有の天皇観、あるいは〈王法〉に対する観念を概観するに当たって、最初に取り上げるべきは、やはり巻頭の玄賓説話ということになるだろう。そこには、桓武・平城二代の天皇と玄賓との関係が、次のように簡潔に記されている。

桓武御門ノ御時、此事聞食テ、強ニ食出ケレバ、遁ベキ方ナクテ、ナマジキニ参ニケリ。サレドモ、猶本意ナラズ思ケルニヤ、奈良ノ御門ノ御世ニ、大僧都ニ成給ケルヲ辞シ申トテヨメル。

三輪川ノキヨキ流レニス、ギテシ衣ノ袖ヲ又ハケガサジトテナム、奉ケル。カ、ル程ニ、弟子ニモ、ツカハル人ニモ

知レズシテ、何チトモナク失ニケリ。

桓武天皇は、「山階寺ノヤムゴトナキ智者」である玄賓が、「寺ノ交ヲコノマズ」三輪川のほとりに退隱・庵居したと聞き、強いて召し出そうとした。その動機や目的までは明記されないが、古代官僧制度下の僧侶を国王が召す以上、朝廷主催の法会への出仕か、玉体加持などが前提となる。事実、史書の伝えるところによると、桓武は延暦二十四年（八〇五）三月二十三日に、伯耆国に使者を派遣して玄賓を招喚し、同年七月十五日には報賞として度者を賜わっている（日本後紀）。このあたりの史実が、本話の背後に意識されていた可能性は高い。しかし、説話の玄賓は天皇の〈公請〉に従うことを潔しとせず、逐電してしまう。この消極的抵抗は明らかに一種の服務違反であり、僧尼令に縛られる官僧として、当然処罰の対象となるはずである。ところが、次代の国王Ⅱ平城天皇も、断罪を命じないばかりか、かえって「大僧都」補任をはかったというのだ。

このような伝承の生成は、とても玄賓存生時近くまで遡れるものとは思えない。実際、玄賓遁世説話を具体的に記す文献は、『江談抄』『古事談』『発心集』等々と、もっぱら院政期以降に集中している。史実に照らしても、玄賓は延暦二十五年（八〇六）あるいは大同四年（八〇九）に、大僧都に任命されている（日本後紀・

僧綱補任)し、遁世先についても「伯耆国会見郡」とか「備中国哲多郡」への止住は知られるが、「三輪隱栖の客観的史料はない」²⁾のである。そもその話柄からしても、「律令国家の首長であった天皇と僧尼の間」に「明確にして侵しがたい上下の關係」が存した「古代」³⁾に、相応しいものではない。説話生成の時期については確言し難いが、やはり本話のような伝承は、「公請」をも拒絶する反俗の僧を良しとする、後世の意識を映すものとみるべきだろう。

さて、このような〈公請〉に従わない僧が、自己の行為の根拠とする思想・信条について、話中には何も記されていない。しかし『発心集』全体でみると、後段の巻第四第四話「叡実憐路頭病者事」には明言されている。こちらの説話において、延暦寺の阿闍梨叡実は「御門ノ御ナヤミ重クヲハシマシケル」ため、たびたび召された果てに「ナマジキニ罷ケル」途次、路頭の病者と出会いその場で看病を始める。その際「勅使」に「日暮ヌベシ。イトイトピンナキ事也」と責められた時、口にしたのが次の言葉である。

世ヲ厭テ、心ヲ仏道ニ任セシヨリ、御門ノ御事トテモ、アナガチニタツトカラズ。カ、ル非人トテモ又愚カナラズ。只同シヤウニ覚ユル也。ソレニトリテ、君ノ御祈ノタメ、シルシ

アラン僧ヲメサンニハ、山々寺々ニ多カル人、誰カハマイラザラン。

これを要するに、叡実は「仏道」の名のもとに、天皇⇨至尊への加持祈祷と、路上の窮民⇨賤者の救済とを、等価のものと断じたわけである。

思えば、宗祖積尊が王宮を捨てて出家成道してより、出家至上主義をとる仏教本来の理念は、常に世俗における至高の權威⇨王権の対象化・相対化を志向するものであった。よって、叡実の発言は、本来的に仏教徒の理念を正しく示したものである。だが、仏教の側の原理原則と現実との間には、ややもすると間隙が生じる。『発心集』の時代においても、「公請」を拒否する反俗の僧が、いかに尊崇の対象となっていたとしても、実際には現実的な〈仏法王法相依思想〉⁴⁾が、時の主導的理念であったことは認めざるを得ない。当時、既に権門化を遂げた顕密諸寺院⇨〈仏法〉側は、「鎮護国家の機能を担う代償として王法側から与えられた勅許を誇示することによって、八宗の正統性と宗教界での特権的地位を確認し、その庇護を要求する」ことを第一義としていた。そのような時代状況下において考えると、叡実の言葉はもとより、玄寶のとつた行動もまた、当代の〈仏法〉側の姿勢と抵触するものであったことは疑えない。

改めて確認すると、説話中の玄賓は、桓武・平城二代の帝の意にそむいて「鎮護国家の機能を担う」ことを謝絶した。また、「代償」として王法側から与えられた勅許¹⁾。『大僧都』の僧綱に任じられることをも拒否して逐電した。もとより、「寺ノ交」を好まず「山階寺」を出た玄賓は、〈仏法〉からの離脱を第一義としたのであるが、それは同時に官僧としての身分を捨てるという点において、〈王法〉からの離脱を必然的に伴うものでもあった。

そんな行為を敢えて選択した人物の行状を肯定的に描く説話を、巻頭に二話連続で掲げ、第三話以降の平燈・千観・増賀・南筑紫上人らの先達と位置付け、以て「境界離脱者の始祖」とするのが、『発心集』本来の構想であったわけである。²⁾このように、〈仏法〉からも〈王法〉からも距離をとり、その両者を対象化・相対化する志向を持つ『発心集』の方向性は、〈仏法王法相依思想〉を基盤とする同時代の仏教説話類集の試みと比較すると、多少とも特異なものであったと言わなければならない。

二

編者鴨長明と同時代人であり、『発心集』とほぼ同時期に『古事談』を編纂した源頭兼と比べても、『発心集』の志向するところは明らかに異質だと考えられる。『古事談』第三「僧行」篇には、『発

心集』巻頭の玄賓説話と先後関係が取り沙汰される同文的同話が載る。その他、平燈や増賀・仙命・等々と、両者に共通する人物の説話も散見する。ただし、玄賓説話の位置付けは、明らかに異なっている。すなわち『古事談』の玄賓説話は、「僧行」篇の第八話から第一〇話であり、それに先行する巻頭部には三話連続で、古代の東大寺開創関連説話が配されているのである。言うまでもなく、「聖武天皇の御願争ふべき寺なければ」（平家物語）と尊称された「國王勅願寺」の起源を語る説話群で、それはそのまま、古代における〈仏法〉と〈王法〉の理想的な有り様を伝えるものと意識されたとみてよい。また、玄賓説話の直後をみても、そこには、天長元年の早魃時に空海が「勅」を奉じ、神泉苑で「請雨経法」を修して天下に雨を降らせた話が配されている。これらの説話配列から判断する限り、概して頭兼の〈仏法〉観は、時代の支配的理念たる〈仏法王法相依〉の世界観を逸脱するものではない。

これに対して『発心集』は、頭兼が「僧行」篇巻頭説話に据えた東大寺に関しては、一風変わった説話採録を行なっている。先稿でも少し触れたが、『発心集』は東大寺について、天平の創建時の話題にふれることはない。だが、院政期の修造や再建時の開眼供養については記している。しかし、その一例たる巻第七第十話

においても、「貴賤道俗、カズシラズ参り集ル」大仏供養の盛儀の中で、「大夫阿闍梨実印」という僧が「理趣分ヲコソ一遍」誦んだという一事によつて「無始ノ罪障、悉滅」したことが、「勸進ノ聖」
|| 重源の夢を通して印象深く語られるに過ぎない。また巻第七第十三話「齊所権介成清ノ子、住高野事」でも、尾張国の富者の嫡子だった主人公が「東大寺ノ大仏供養ノ年、二十二三計ニテ、父母ニ相具シテ詣」でて、その時に「心ノ中ニツヨク道心」を發したことが、話の発端として示されるのである。

そもそも院政期の東大寺修造供養は、平家政権がもたらした「王法」(仏法)の危機が去つたことを承け、天平の草創以来(仏法王法相依)の理念を体現してきた東大寺が、再興したことを朝野にアピールするという、政治的意義を帯びた一大盛儀であつた。そのことは、文治元年(一一八五)の大仏落慶供養、建久六年(一一九五)の大仏殿落慶供養、建仁三年(一一〇三)の惣供養のすべてを、同時代人として見聞できたはずの編者には、十分了解可能であつたはずだ。なのに『発心集』は、東大寺の再建自体に眼を向けるのではなく、それを契機とする一個人の発心の方を優先して語ろうとする。この事實は取りも直さず、「発心」の「集」を自称する説話集が、自らの志向するところを端的に示したものと理解できよう。

ただし、『発心集』の東大寺関係説話としては、もう一つ巻第二第二話「禪林寺永観律師ノ事」を逸してはならない。同話は、永観の人となり伝える複数の伝承から成つており、しかも神宮文庫本(異本)には独自記事があり、そちらでも東大寺が話題になるなど、複雑な問題をはらんでいる。しかし、ここで注目したいのは、永観の東大寺別当職拜命を伝える、流布本・異本に共通する一条である。すなわち、「東大寺別当ノアキタリケルニ、白河院、此人ヲ成給フ。聞人耳ヲ驚シテ、ヨモウケトラジト云程ニ、思ハズニ、イナビ申ス事ナカリケリ」に始まり、その後「寺ノ修理」に専念した永観が、三年で功を果たすと職を辞退、院もまた何事も言わず後任人事を行なつた、というのがそれである。一読、この説話などは、院政期における(仏法)と(王法)の調和を描くものとして、(仏法王法相依思想)が前面に出たものと考えられなくはないが、果たしてそうだろうか。

『東大寺別当次第』の記すとところに依ると、康和二年(一一〇〇)五月、念仏を業とし「多年籠居」中だった永観は、「公卿會議」の結果、東大寺別当に「抽任」された。しかも、それは、前任者の「経範」が対処できなかった「寺家破壊」への対応を期待されてのものであつたらしい。この人事を、永観は再三辞退したが許されず、遂には別当職を引き受けたという。『発心集』の説話は、

この史実を踏まえたものと考えられるが、注意すべきは、永観の東大寺別当拔擢が、ひとえに白河院の私意から出たと特記されている点である。白河院と永観との関係は、『拾遺往生伝』にも「先是太上法皇專致帰依」云々とあるように、格別なものがあつたと考えられていたようだが、『発心集』の場合、その関係の緊密さが以下のように強調され、ほとんど主題化されていることが注意を惹く。

カクシツ、三年ノ内ニ修理事ヲワリテ、則、辞シ申ス。君、又トカクノ仰モナクテ、コト人ヲナサレニケリ。能々人ノ心ヲ合セタルシワザノ様也ケレバ、時ノ人ハ、寺ノ破レタル事ヲ、此人ナラデハ、心ヤスク沙汰スベキ人モ無ト覺シ召テ、仰付ケルヲ、律師モ心得給タリケルナムメリトゾ、云ケル。

古代官僧制度下において、僧綱補任の最終決定権は天皇に帰していた。それで言うと、康和二年は堀河天皇在在位中であつたのだが、ここで白河が表に出てくるのは、もちろん当時から白河院政期であつたことによる。思えば、本話が「公卿會議」の結果ではなく、「白河院、此人ヲ成給フ」などと、院の個人的な意向で永観の別当補任が即座に決まつたように記しているのも、院政を創始した〈治天の君〉としての白河院像が投影した結果と考えれば理解しやすい。これを要するに、永観の東大寺別当補任は、天皇家

の家父長として専制的権力を手中にした白河院が、旧来の国家体制のシステムとは別個のやり方で、恣意的にはからつた人事であつたと理解される。しかもそれは、永観への信頼に基づき、よく心を合わせた結果だというのだ。そのことは、冒頭部で「聞人耳ヲ驚シテ、ヨモウケトラジト云程ニ、思ハズニ、イナビ申ス事ナカリケリ」と、周囲の否定的反応が明示されていたことから確認できる。

やはり本話は、あくまでも白河院と永観との個人的繋がりを通して、東大寺の修補成就を語ろうとしてるのであり、それは支配体制としての〈王法〉と〈仏法〉の相依関係を示す説話とは、近似しているかにみえて実は遠いものとみるべきだろう。この点において、さらに注目すべきは、永観が別当になつた際の周囲の反応が、次のように記されているという事実である。

年来ノ弟子ツカハレシ人ナムド、我モ我モトアラソヒテ、東大寺ノ庄園ヲ望ニケレドモ、一所モ人ノカヘリミニモセズシテ、皆、寺ノ修理ノ用途ニヨセラレタリケル。

もとより『発心集』において、ここに描かれるような利に聡い貪欲な弟子らは、主人公の道心を鑽仰する引き立て役となる。しかし、史上の実情で言うなら、〈王法〉の帰依を受け経済的特権を付与された以上、その権益の確保に奔走することは、顕密体制を支

える寺院としては、当然かつ正当な行為とみなされたはずである。それを、このように否定的に描くあたりにも、編者の立場が権門寺院側の主義主張から遠いことが理解されよう。

ただし、このこと自体は、大寺院を離脱し遁世を志向する聖達を讃仰する傾向のつよい『発心集』について、半ば予想された結果に過ぎない。ここで注意したいのは、白河院と永観との場合のように、天皇と一個人との間に成立した（あるいは、成立したと幻想された）密度の濃い人間的関係に注視し、それを一話中の重要なモチーフとする説話が、他に幾つも指摘できるという点である。そのことは、『発心集』がほかでもない院政期に成立し、編者とされる蓮胤⁷鴨長明が、後鳥羽院の「近臣」となった人物であったことも、有機的に関連するのではないだろうか。以下、幾つかの説話に即して、具体的にみていきたい。

三

天皇との間に結ばれる個人的な人間関係が、どう描かれているかをみるには、まず貴族道心説話に当たるのが捷徑となる。例えば巻第五第七話「少納言統理、遁世ノ事」には、出家後の藤原統理が、まだ東宮であった三条天皇に奉った和歌と、その返歌とが記されている。『今鏡』を原拠とする説話と考えられるが、そちら

では「統理、三条の院より、歌の御返し賜はれりける」と院の歌を前に掲げ、その後「奉りたる歌もあはれにきこえ侍りき」と統理の歌を掲出するなど、叙述に小異が存する。『発心集』は、和歌の順番を贈歌から答歌へと改め、叙述を自然な流れに変えているが、同時に「三条院、東宮ト申ケル時、ツネニツカヘ奉リシ事ノ難忘オボヘケレバ、奉レリケル」という、『今鏡』に対応表現のない一文を付加している。

このようにして本話は、撰閲家から疎外され幸福とは言い難い生を送った三条天皇と、従五位上少納言にとどまった藤氏傍流の統理との、貴賤・地位の隔絶を超えた一対一の個人としての交情を、主題の一つとして特立しようとする。その結果、ここに掲げられた贈答歌⁸は、単に『後拾遺集』にも入集した著名歌の紹介といった印象を払拭し、両者の至情を伝えるものとして、一話の中に位置付けられることとなる。ただし、『発心集』の立場は、このような在俗時の人間関係への感傷を、最終的には厭離すべきものとするのであり、そのことは一話の末尾を「東宮ヨリ歌給リタラシ、仏ニヤハナルベキ、此心ニテハ、イカデカ生死ヲ離ンゾ」と、師増賀の叱責の言葉で閉じていることから確認できる。

巻第五第八話「中納言顕基、出家、籠居ノ事」もまた、天皇との交情を発心の機縁とする説話である。すなわち、「後一条ノ御門

二時メカシツカへ給テ、ワカウヨリ司、位ニツケテ恨みのない、時の寵臣であつた源顕基は、天皇との死別に厭心を深め、「忠臣ハ二君ニツカヘズ」との言葉を残して出家遁世を遂げる。なお、この「忠臣不仕二君」という名文句は、『史記』『田単伝』に典拠を仰ぐもので、易姓革命・王朝交替のなかつた日本での使用には多少の違和感も残るが、本話の場合は後一条に継嗣なく、同母弟の後朱雀とその子孫に永く皇統が遷つたことを考慮すると、さほど不自然なわけではない。さて、天皇の死に直面した際、顕基は「彼後一条院カクレマシマシタリケル時、ナゲキ給フサマ、コトハリニモ過タリ」であつたと描かれている。統理は、自らの出家遁世で天皇（東宮）との訣別に至つたが、顕基は天皇の死によつて思慕を断ち切られたわけだが、共に追慕の念の深さが特記されている点は共通する。

本話はさらに、顕基を出家に踏み切らせたものとして、亡き天皇の御所が「ハテニハ火ヲダニモトモサマリケル」状態となつたこと、そして、それは「諸司ミナ、今ノ御事ヲツトムル間ニ、ツカウマツル人ナシ」であるからだと聞かされたことを挙げる。ここで、顕基に即して語られているのは、宮廷社会における〈公〉と〈私〉の相克・葛藤の問題とみることもできようか。個人として亡き天皇を悼み、思い出の場所の変貌に感傷を深める顕基の気

持ちは、察するに余りあるとしても、公権力としての〈王法〉の論理からすると、そんな個人の感慨をよそに、主¹¹天皇なくしては一日たりとも王権の存続がかなわないのである。その代替わりの実務に勤しむ「諸司」が、〈公〉を体現する存在と考えるなら、後一条天皇という個人を偲ぶ余り宮廷生活を捨てて顕基は、〈私〉を優先して〈王法〉の世界を逸脱した人物だとも評し得るだろう。しかし、当然ながら『発心集』の立場は、そのような顕基の行状を是とし、潔い脱俗ぶりを讃仰するものであつた。

以上、右にみた二例の貴族道心説話において、天皇は〈王法〉の頂点に立つ公的存在ではなく、もっぱら個人の無条件な思慕の対象となる、一人の人間として捉えられているように理解できる。その思慕の情の熱っぽさは、あたかも男女間の恋愛に比定される如き、無私の愛に近いもののようにも思える。それで言うところ、巻第六第三話「堀川院蔵人所ノ衆、奉慕主上ヲ入海ノ事」なども、天皇個人への思慕を描く究極的事例として、注目に値する。こちらの説話もまた、天皇との死別を契機に発心した人物を描く。だが、以下の引用にみるように、統理や顕基の場合と異なり、天皇との身分は隔絶しており、実際には個人としての交情など成立しようもなかつたとされる。

其時、身ハイヤシナガラ、蔵人所ニ候テ朝夕ツカウマツル男

アリケリ。及又心ニモ、御有様ヲカギリナク目出度思ヒシメテ、何ノ我身ヲ立シ事マデモ思ハズ、只カ、ル御代ニ生レ合テ御垣ノ内ニ明シ暮ス事、万ノ愁モナクナグサミテ、心計ツカフマツレド、我身カズナラネバ、アラハル、便リモナシ。

それでもこの男は、堀河天皇が二十九歳で早世すると「カシラヲヲロシテ、コ、カシコ聴聞ナドシアリキケレド、物モイハズ、ナス事モナシ。蟬ノモヌケノ如ク」になり、果てには「モロモロノ仏神」に、堀河天皇の転生先の教示を「二心ナク祈リ申」すようになる。そして「年ヘテ後、西ノ海ニ大竜ニ成テヲハシマス由」の夢告を得て、遂には「東風ノケハシク吹」く日に、筑紫から船出して西海に消えたというのである。

本話については『台記』に関連記事があり、源定国という人物をめぐる事実譚を起源とすると考えられている。⁹⁾そこには自ずと、堀河天皇の治世や人物像が、反映しているとも考えられる。『続古事談』巻第一「臣節」篇の記すところによると、堀河天皇は「末代の賢王」で、「天下の雑務」の処理に誠実にあたったともいう。だが実際には、その在位期間を通じて、基本的には父白河上皇の意志の掣肘下にあり、必ずしも王権主体としての権力志向を露わにするタイプの天皇ではなかったようだ。『発心集』も、「天ガ下オサマリテ、民安ク世ノドカ」とか「情フカク艶ニヤサシキカタ

サへ、スグレサセ給ヘリ」などと、その治世について概括的・抽象的賛辞を連ねるのみで、この「藏人所ノ衆」が、なにゆえ主上をかくも深く恋慕したか、具体的に記すところはない。それでも男は一命を賭して、堀河天皇との異界での再会と勤仕を欣求したというのだから、これはもはや極私的で一方的な無償の愛とでも言うほかあるまい。

このように「末代の賢王」であったはずの堀河天皇も、『発心集』においては、(王法)の体現者・国家の首長としての面影は、まことに希薄なものとなっている。なお堀河天皇について付言すると、『発心集』巻第六には、話中に名前こそ記されていないが、天皇の治世の一面をとらえたと思しき説話がもう一つみられる。すなわち、第八話「時光・茂光、数奇及天聰事」が、それである。これも『今鏡』を原拠とするものようだが、仏道とは直接的には関わらない、いわゆる数寄者説話の一つである。

話は、楽人時光と茂光とが囲碁を打ちながら「裏頭楽ヲ唱歌ニ」していたところ佳境に入り、興に乗じる余り「内ヨリトミノ事」にて召す「御使」を無視してしまったということから始まる。この事態に、天皇への復命・報告に当たった勅使は「如何ナル御イマシメカアラン」と思ったが、天皇は次のように語ったという。

イト哀ナル者トモカナ。サホドニ楽ニメデ、何事モ忘バカ

リ思ランコソ、イトヤム事ナケレ。王位ハ口惜キモノナリケリ。行テモエ聞ヌ事トテ、涙グミ給ヘリケレバ、思ノ外ニナム有ケル。

この発言の意外さが、一話の眼目であることは言うまでもない。本来なら、勅命による招喚に応じなかった時光らは、処罰の対象となるべきであった。ところが、宮廷社会の秩序の根本たる信賞必罰の権を執るべき天皇は、王命を忠実に履行したはずの「御使」の迷惑をよそに、かえって拘束の多い天皇位にあることを悔やんだというのである。

この説話において、支配体制としての〈王法〉の論理を託されているのは、天皇ではなく「御使」であることに注意したい。先に見た叢実の場合にも共通するが、『発心集』は、勅命に従わない人物を肯定的に描く説話において、主人公と対置・対比される人物の役割を、天皇に振ろうとはしない。代わりに、杓子定規に王命を守ろうとして、主人公の真意を解さない使者の、驚きや不審・不満を強調することで、主題の明確化をねらう傾向がある。例えば巻第二第三話「内記入道寂心ノ事」にみられる、「中務ノ宮」の描かれ方にも、通底する方法が指摘できる。こちらの話は、在俗時の寂心〓慶滋保胤が、中務宮〓村上天皇皇子具平親王に招請された際のこと、道々堂塔・卒塔婆を拝礼しつつ馬に任せて悠揚

と行く保胤に、遅参を危惧した使いの舍人が馬を荒々しく打つたため、保胤の激情を引き起こし、厳しくたしなめられる始末となっている。もとより天皇が登場するわけではないが、それに準じる親王への勤仕の場合でも、やはり損な役回りは主命を帯びた使者に振られているのである。

時光の説話に戻ると、本話を『今鏡』から採録したらしい『発心集』は、そこに「いづれの時にか、内より召しけるに」とあるのを承けてか、何天皇の時代の事が明記していない。ただ、夙に「この話の天皇は堀河院であろう。院は時光の三男時元に師事し、笛に堪能であった」という指摘があり、その蓋然性は高いように思える。楽人としても一級であったという編者長明が、史実との関連をどう理解していたかは未詳だが、『讚岐典侍日記』にも笛への精進ぶりが語られる堀河天皇の人物像が、この話に相応しく感じられることは否定できない。

憶測を逞しくすると、本話の内容は政治的な意味においても、史上の堀河天皇が影を落としているように思える。周知のように、堀河の在位期間はすべて、父白河上皇の院政期間に当たる。この間、年中行事や祭祀儀礼をはじめ、何かと拘束の多い帝位を離れた白河院は、天皇の果たすべき国事行為の責務を堀河に委ねる一方、人事権の掌握等を通じて実権を確保し、次第に専制君主化の

傾向を強めていった。そんな政治状況下に、言わば手足を縛られた状態の堀河天皇が、「王位ハ口惜キモノナリ」と語つたとすると、その意味は自ずと深長なものとなる。しかも、この場合、否定的に捉えられた帝位の彼方に展望されていたものが、貴賤を超えた感動・一体感をもたらす音楽の世界であつたわけだから、このような説話のディテールからも、『発心集』の天皇観の一端は窺えると言ふべきである。

四

以上、『発心集』説話に描かれる天皇像を概観する作業を、あら進めてきた。これまでの考察からも、おおよその方向性は確認できたと思うが、最後に語り残した幾つかの説話について触れ、今後の問題への展望につなげたい。

巻第六第九話の付載話「蓮如、参讚州崇徳院ノ御所事」は、『保元物語』や長門本『平家物語』・『十訓抄』等、諸書に喧伝する著名な説話だが、先述の巻第六第三話「堀川院藏人所ノ衆、奉慕主上ヲ入海ノ事」と一対となるような話である。周知のように、西行の白峯訪問譚とも交錯する伝承だが、崇徳院に近侍したと考えられる西行の場合とは異なり、蓮如と院との関係は、以下の記述にみるように、かなり希薄であつたとされる。

妹ナル人ノ候ケルユカリニ、御アタリノ事ヲモキ、又、陪從ニテ公事ツトメケル時、御神楽ナドノ次ニ、希ニ見参ニ入バカリナレバ、サシテ深クモ歎クベキニシモアラネド、態ト只一人、身ヅカラヲキカケテ、讃岐へ下ケリ。

この後、面会の手段もなく「笛ヲ吹テナム、御所ヲ廻」り歩いた蓮如は、ようやく人を介して「朝倉ヤ木ノ丸殿ニ入ナガラ君ニ知ラレデ帰ルカナシサ」という和歌を奉り、「朝倉ヤ只イタヅラニ帰スニモ釣スル蟹ノ音ヲノミゾ泣」という返歌を得て「泣々カヘリノボ」つたという。

本話もまた、片恋に近い個人的思慕を天皇（上皇）に捧げた人物の説話である。〔王法〕内部の過酷な権力闘争の果てに、流謫の憂き目をみた魔王を配所に訪つた者が、かつての臣下や取り巻き・近習などではなく、こんなはかない縁に繋がれた人物であつたとするあたり、天皇と一個人との直接的な交情に惹かれる『発心集』に相応しい話柄だと言えようか。巻第六第三話との相違点は、かたや天皇との邂逅が来世での値遇に望まれたのに対し、こちらでは、まがりなりにも和歌を介しての交情が現世で果たされたという点であるが、両話には明らかに通底する構想が看取される。

なお、巻第六第三話に先行する巻第六第二話「后宮ノ半者、悲

一乗寺僧正ノ入滅ヲ事」の末尾には、「彼村上御門ノ御服ヲキテ、一期ツキニヌガデヤミケン事ナドヲバ、哀ニアリガタキタメシニコソハ云ヒ伝ヘ侍リヌレ」との一文がある。『今鏡』や『十訓抄』に喧伝する源延光の説話の引用だが、ここにも天皇を個人として追慕する情の切なる人物の逸話が、梗概化された体裁で肯定的に掲出されており、次話を引き出す連接の契機ともなっている。

あわせ考えるべき事例だが、このように極端なまでの思慕が寄せられる天皇が、既に亡くなった天皇（堀河・村上）か、配所に逐われた天皇（崇徳）である点に注意を喚起しておきたい。死んだ王、失脚した王は、もはや支配体制としての〈王法〉の主として権を執ることはない。よって、権力や財力といった反対給付を求め、利に聡い連中が集まるようなこともない。そういう状況下においてこそ、天皇その人への思慕を寄せる人物の真情は正しく現れると記すのが、『癡心集』の意図であったとみてよいだろう。総じて『癡心集』においては、個人としての天皇が否定的に捉えられる説話は、皆無だと言ってよい。しかし、体制・制度としての王権やそれを支える理念としての〈王法〉は、時に仏道の障害要因として立ち現れる。巻頭の玄賓説話や叡実説話はその好例で、〈公請〉を強いる〈王法〉は、敢然と無視され訣別を告げられる。一方で、〈仏法〉の側が〈王法〉に庇護・援助を求め、権力や

利権を享受しようという志向も、批判・否定の対象となることは、永観説話に即してみた通りである。

それで言うと、巻第三第十話「証空律師、希望深事」も、天皇は登場しないが、この間の消息を伝える格好の事例と言える。すなわち、年齢に及び官僧の立場を辞していた薬師寺の僧「証空律師」は、「彼ノ寺ノ別当ノ闕ニ望申サン」という思いを抱き、弟子達に相談したところ、遁世僧としての名望もあるのだからやめべきだと諫められる。それでも、あまりの執着に業を煮やした弟子達は、墮地獄の「空夢」を語って翻意を促すが、証空はかえって「耳本マデエミマゲテ、此所望ノ叶ベキニコソ、披露ナセラレソ」と語ったというのである。

この説話など、老僧のあまりにも率直な名譽・地位への執着ぶりに、一種の偽悪説話ではないかとさえ思えるが、話末にははつきりと「イト心ウキ貪欲ノフカサナリカシ」という指弾の言葉がある。だが、この老僧のあさましい別当職への固執が、叶ったか否かまでは話中には記されていない。その成否はひとえに〈王法〉側の判断、最終的には任命権者である天皇の意志に係っている。よって、「人モ心ニク、思」っていた遁世の老僧に、剥き出しの名譽欲・権勢欲を掻き立てた責は、僧綱の補任権を掌握する〈王法〉の側にも求められる。そう考えると本話もまた、〈仏法王法相依〉

の現實的側面が、仏道を阻害する様を語る説話とみることができよう。

このほかにも、説話のディテールにおいて、『発心集』の〈王法〉観を窺うことのできる事例がある。たとえば巻第三第三話「伊予入道、往生ノ事」は、源頼義を主人公とする武士発心往生譚で、『続本朝往生伝』や『古事談』第四「勇士」等に同話が指摘できる著名な説話である。その冒頭、頼義の罪深さを強調する文言に、「御門ノ仰ト云ナガラ、ミチノ国ニムカヒテ、十二年ノ間、謀叛ノ輩ヲホロボシ」云々と、前九年の役における殺生の罪を「地獄ノ報」にあたるものとして挙げる表現がある。このうち「御門ノ仰ト云ナガラ」という箇所については、『続本朝往生伝』にも『古事談』にも対応する表現をみない。もとより往生人頼義を弁護する類の文言ではあるが、ここで〈王法〉は武士に心ならずも殺生の罪を犯させるものとして立ち現れている。ただ、この場合も、天皇の名前(時代的には後冷泉が該当)が挙げられることはなく、その責が天皇個人にむけられている印象はない。

巻第八第四話「橘逸勢之女子、至配所事」における〈王法〉は、疑獄事件に連座した人物や家族を苦しめる掟としての相貌を見せる。史上「承和の変」と呼び慣わされる政変に連座した橘逸勢と、その娘との親子の情を伝える哀話であるが、逸勢を流刑地に護送

する「ヲホヤケ使」は、必死で父の後を追う娘を「カギリナクイト惜ク覚」えるのだが、立場上「堅クイサメテ免サズ」という態度をとるしかない。結局、逸勢は遠江国で発病し、娘の看護を受けるも客死するが、「是ヲ見キク人、涙ヲ流シ、アハレミ悲マヌハナシ」であったという。そして、説話末尾には以下のように「帝」の対応が記される。

サテ、程ヘテ後、国ノ守ニツグテ、帝ニ事ノ由ヲ申、ユルサレヲ蒙テ、父ノカバネヲ都ヘモテノボリテ、孝養ノ終リトセント請ケレバ、其アリサマヲ聞召テ、驚テ、又コトナク免サレケリ。

本話是一種の孝子説話であり、仏道には直接関わらない話柄であるが、ここにおいても〈王法〉は、人の情を割く非情な側面において捉えられている。ただし、天皇個人はというと、報告を受けて娘に同情し寛宥の措置をとったとあるように、決して批判の対象とはなっていない。やはり、支配体制としての〈王法〉と、一個の人間としての天皇とは、注意深く分かたれているのである。

巻第五第十話「花園左府、詣八幡祈往生事」は、『今鏡』や『古事談』第五「神社仏事」にも載る源有仁の道心説話である。本話には、直接天皇は登場しないものの、皇統継承の機微に及ぶスリリングな内容が注目に値する。有仁の父は、後三条天皇皇子で白

河院の異母弟にあたる輔仁親王、父帝からは、兄白河に次ぐ即位が期待された人物であつた。その一子で、源姓に降下した有仁は「世が世なら帝であつたかもしれぬ貴種と」^{〔13〕}みられていたともいう。その有仁が、皇室の宗廟でもある石清水八幡に徒歩で参詣、秘かに祈念を凝らしていたというのだから、皇統断絶の憂いを愁訴したと推されても不自然ではない。『発心集』は、この話についても、『今鏡』に依りつつ説話採録をはかつたようだが、有仁の祈願に立ちあつた供人の反応を、以下のように詳述している。

イカバカリナル御望ナレバ、カクカチニテ夜ヲ重ツ、詣給フ
ラントアリガタク覚テ、イカニモ只事ニハアラジ。大菩薩ハ
アラ人神ト申中ニモ、昔ノミカドニオハシマス。限アル御氏
ノタエ給ヌル事仰ラル、ニヤトマデ、オボツカナク思ヒケル
ニ、

この供人達の危惧をよそに、実は有仁は皇位継承への執着などなく「臨終正念往生極楽」と祈っていたというのが本話の結末である。実は話中で有仁本人は、一度も皇位への望みなど語っていないのだが、この話が極楽往生欣求と対置させることで、皇位の相対化をはかっていることは間違いない。特に『発心集』は、末尾に他書には見られない一文「誠ニ、御門ノ御位ヲヤム事ナケレド、終ニハ、刹利モ須陀モカハラヌ習ナレバ、往生極楽ノツ

ネノ事ニハシカズナン」を付加していることから、その意図は明らかだと言つてよい。実際、この一文を連接契機として次の第十一話には、河内国の「目聖」という人物が、道長の法成寺供養の日に、関白―天皇―仏と漸層的に敬意を高め、仏道の至高を悟つたという話が配されてもいるのである。

おわりに（今後の展望）

以上で、予定していた説話への言及を終えることができた。本稿で概観した説話から窺える事実を、編者像と重ね合わせて考察する試みについては、次稿を期したいが、『発心集』の思い描く天皇像や、その背後に推察される〈王法〉観念については、おおよそそのとを捉え得たと考える。説話編纂行為を通して、〈権門〉化した頭密の諸宗・諸大寺への違和を表明する編者は、支配原理としての〈王法〉についても同様に、仏道を阻害する一面を冷徹に見る眼差しを確保していたことは疑えない。しかし、そのことと天皇個人の問題とは、慎重に切り離されている観があるのも事実である。玄寶説話にしる叡実説話にしる、その批判の鋒先は、〈公誦〉を強いる体制・システムとしての〈王法〉に向けられているのであり、天皇個人がやり玉にあがるわけではない。

むしろ『発心集』においては、〈王法〉の主とされる天皇あるい

は上皇と、僧・貴族・官人らとの間に成り立つ個人と個人との関係を重視し、その間に成り立つ交情を肯定的に捉えようとする志向が顕著に見られた。このように、天皇個人との間に成立する(と信じられた)ダイレクトな人間関係を庶幾する方向性は、原編者とされる蓮胤Ⅱ鴨長明その人の後鳥羽院との関係を考慮することによって、理解を深めることができるかも知れない。ただし、問題を長明個人に限定して問題を矮小化しては、事態を見誤るだろう。

長明の生きた院政期、従来の国家体制下では栄達の道を閉ざされていた中下級貴族の中から、閨閥や男色関係あるいは能芸によって治天の君たる上皇に接近し、その恩顧を機縁とするダイレクトな人間関係を結ぶことを通じて、上昇志向を満たそうとする人々が輩出した。長明もまた、和歌を通じて後鳥羽院の近臣身分を得た人物であり、河合社禰直任官の夢敗れて出家したものの、院を敬慕する情は持ち続けたと考えられている。老齢に及び院政期の〈王法〉から離脱し、一人の新発意・入道として大寺院に籍を持つことなく、遁世僧の身分を選択した長明の周囲には、彼と運命を共有する多くの人々がいたに違いない。それら〈王法〉とも(仏法)とも、ある一定の距離をとる人々の思考を基盤に、長明の手によって成立したのが『発心集』という説話集であり、そ

こには隠然たる時代の刻印を読み取ることができているのではないだろうか。後考を期して、考察を続けたい。

【注記】

※テキスト——本稿で引用した本文は、以下の諸書に依った。

・『発心集』——大曾根章介・久保田淳編『鴨長明全集』所収「慶安四年板本」(貴重本刊行会/二〇〇〇年五月)。ただし「玄寶」「平燈」「増賀」の人名表記については「神宮文庫本」や周辺史料を参照して訂した。

・『平家物語』——梶原正昭・山下宏明校注『平家物語 上』(岩波書店新日本古典文学大系44/一九九一年六月)。

・『古事談』『続古事談』——川端善明・荒木浩校注『古事談・続古事談』(岩波書店新日本古典文学大系41/二〇〇五年十一月)。

・『東大寺別当次第』——『大日本史料』第三編第五冊(東京大学出版会/一九九九年八月) 所引本文。

・『拾遺往生伝』——井上光貞・大曾根章介校注『往生伝 法華験記』(岩波書店日本思想大系7・第3刷/一九七七年五月)。

・『今鏡』——海野泰男著『今鏡全釈』下(福武書店/一九八三年七月)。

〔1〕拙稿『発心集』の仏法と王法(1)——巻頭遁世者説話群の意味するもの——『百舌鳥国文』第十七号/二〇〇六年三月、『発心集』の仏法と王法(2)——聖徳太子・行基・役行者の不在——『百舌鳥国文』第十八号/二〇〇七年三月)。

〔2〕前掲、岩波新大系『古事談・続古事談』二五〇頁脚注参照。同書脚注には、玄寶をめぐる史実について、要を得た適切な整理がある。

〔3〕佐藤弘夫『神・仏・王権の中世』(法蔵館/一九九八年二月) 二二〇頁より引用。

〔4〕注〔3〕佐藤著七八頁より引用。

- (5) 注〔1〕拙稿「『発心集』の仏法と王法(2)」参照。
- (6) 三木紀人校注『方丈記・発心集』(新潮日本古典集成／一九七六年十月)三二一頁頭注に、この間の史実についての整理がある。
- (7) 美川圭『院政 もうひとつの天皇制』(中公新書／二〇〇六年十月)二〇五頁に「(長明は)歌の才によって『千載和歌集』に一首採られていたことから、上皇に見いだされて『正治二度百首』への詠進を命じられ、さらに和歌所発足直後に院北面に召し出された。つまり院近臣となったのである」との記述がある。参照。
- (8) 『後拾遺和歌集』第十七雑三、一〇三二・一〇三三番歌。
- (9) 『台記』康治二年七月二十四日条参照。また、注〔6〕三木著の二五六頁頭注に、簡潔で適切な整理があり、そこにも掲出されているが、角田文衛「定国の渡海」(角田著『王朝の映像－平安時代史の研究』東京堂出版／一九七〇年に所収)に詳しい考証がなされている。
- (10) 注〔6〕三木著二七四頁頭注参照。
- (11) 『讃岐典侍日記』下巻の天仁元年九月条に「夜の御殿のかべに、あけくれ目なれておぼえん、とおぼしたりし楽を書きて、おしつけたまへりし笛の譜」が残されているのを見て、懐古の和歌を詠んだという記事がある。参照。
- (12) 『今鏡』巻九「あしたづ」、『十訓抄』第五「可撰朋友事」参照。
- (13) 注〔6〕三木著二七頁頭注参照。